

中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）の認定について （新型コロナウイルス感染症拡大）

■中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）認定について

中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）の認定は、中小企業信用保険法第2条第6項に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す指標が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

このたびの「新型コロナウイルス感染症の拡大」による影響により、発動されました。なお、保証を受けるためには、市に申請の上、市長の認定が必要です。

※ 雲仙市産業部商工労政課（または各総合支所）に申請書類を提出してください。

■中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）認定の対象者及び条件

○新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して **15%以上**減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して **15%以上**減少することが見込まれること。

■中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）認定に必要な書類

※書類の不足や記入などの不備がある場合は認定できませんので、提出前によく確認してください。

<input type="checkbox"/>	1、中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書 ×2部
<input type="checkbox"/>	2、雲仙市で3か月以上事業を行っていることがわかる書類（登記簿の写し、土地・建物の賃貸契約書の写し、営業許認可証の写し、決算書等、期間や住所がわかるものをそろえること。）
<input type="checkbox"/>	3、月別売上表（所定様式）
<input type="checkbox"/>	4、月別売上表の数字の根拠となる書類（月別に記された残高試算表、売上台帳または決算書などの写し。売上見込みの根拠資料がある場合は添付すること。）
<input type="checkbox"/>	5、営業許認可証等の写し（許認可を必要とする業種の場合）
<input type="checkbox"/>	6、委任状（金融機関が代理して提出する場合）

■注意点

※ 認定申請書は、法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人の場合は事業実体のある事業所の所在地に提出してください。

※ 原則、認定書交付は申請書提出の翌開庁日となります（認定書交付まで1日程度かかります。）。

※ 雲仙市の認定は融資を保証するものではありません。融資を受けるには、別途、金融機関の審査が必要です。金融機関の審査の結果によっては融資が受けられない場合があります。

※ 認定書の有効期限は認定日から30日間です。有効期限内に金融機関に融資をお申込ください。

■問い合わせ・提出先



雲仙市観光商工部商工労政課（本庁別館1階12番窓口） 雲仙市吾妻町牛口名714
電話 0957-38-3111 / ファクシミリ 0957-38-3205 / 電子メール shokorosei@city.unzen.lg.jp
または 各総合支所地域振興課まで